

令和 6 年 2 月 1 6 日付け監査委員告示第 1 号公表分

(1) 農林水産部

水産振興室

監査の結果	津市公印規則の遵守について 令和 5 年度種苗養殖・放流事業補助金については、津市事務専決規程第 5 条の規定に基づき、部次長決裁により 1 5 0 万円の交付決定をしていた。 当該補助金交付決定通知書に使用する公印は、津市公印規則第 3 条の規定により、総務課が取り扱う市長印を使用すべきところ、課長専決事項の専用公印を使用していた。 今後は、このようなことがないよう、同規則を遵守されたい。
措置の内容	津市公印規則を遵守し、複数の担当者による確認を徹底することとし、適正な事務処理に努める。

(2) 一志総合支所

地域振興課

監査の結果	津市公印規則の遵守について 令和 5 年度の津市とことめの里一志清掃業務委託については、津市支所及び出張所処務規程第 9 条の規定に基づき、副総合支所長決裁により 1 8 4 万 8 , 0 0 0 円の契約を締結していた。 当該契約書に使用する公印は、津市公印規則第 3 条の規定により、総務課が取り扱う市長印を使用すべきところ、課長専決事項の専用公印を使用していた。 今後は、このようなことがないよう、同規則を遵守されたい。
措置の内容	津市公印規則を遵守し、複数の担当者による確認を徹底することとし、適正な事務処理に努める。

(3) 教育委員会事務局

ア 教育研究支援課

監査の結果	特色ある学校プロジェクト事業における適正な所得
-------	--------------------------------

	税等の源泉徴収について 特色ある学校プロジェクト事業については、市内 50 小学校の特色ある学校プロジェクト事業推進委員会（以下「委員会」という。）に対し、地域の特色を生かした教育活動に係る実施業務と学校の自主性自立性ある教育活動に係る実施業務を、各委員会が主体となって計画立案する委託方式となっているが、令和 4 年度に各委員会が実施した体験学習等の講師に対する報償金について、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収がなされていなかった。 所得税法上の源泉徴収義務者は各委員会となるものの、市が業務を委託し、実績報告書の提出を求めて講師報償金の領収書を確認しているのであるから、市は各委員会に対し、所得税等の源泉徴収について指導すべき立場にある。 当該事業において、講師報償金に係る所得税等の源泉徴収が適正に行われるよう対応されたい。
措置の内容	令和 6 年 3 月 1 日に、実施主体に対し事務取扱説明会を開催し、源泉徴収を適正に行うよう指導した。 また、実施主体との令和 6 年度事業に向けた事前協議においても、源泉徴収事務の適正な執行について指導した。

イ 人権教育課

監査の結果	人権教育プロジェクト事業における適正な所得税等の源泉徴収について 人権教育プロジェクト事業については、市内 20 中学校区の人権教育校区連絡会（以下「連絡会」という。）に対し、市が指定する人権教育に関する業務を、各連絡会が主体となって計画立案する委託方式となっているが、令和 4 年度に各連絡会が実施した人権教育研修講師に対する謝金について、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収がなされていなかった。
-------	---

	所得税法上の源泉徴収義務者は各連絡会となるものの、市が業務を委託し、実績報告書の提出を求めて研修講師謝金の領収書を確認しているのであるから、市は各連絡会に対し、所得税等の源泉徴収について指導すべき立場にある。 当該事業において、研修講師謝金に係る所得税等の源泉徴収が適正に行われるよう対応されたい。
措置の内容	令和6年3月1日に、実施主体に対し事務取扱説明会を開催し、源泉徴収を適正に行うよう指導した。 また、実施主体との令和6年度事業に向けた事前協議においても、源泉徴収事務の適正な執行について指導した。

ウ 生涯学習課

監査の結果	(ア) 津市教育委員会事務局処務規程の遵守について 令和4年度津市青少年育成市民会議活動補助金について、交付確定の額が135万3,000円であるため、津市教育委員会事務局処務規程第5条において準用する津市事務専決規程第5条の規定に基づき、部次長決裁（100万円以上300万円未満）とすべきところ、担当副参事決裁となっていた。 今後はこのようなことがないよう、同規程を遵守されたい。
措置の内容	令和5年度津市青少年育成市民会議活動補助金の交付決定時以降、津市教育委員会事務局処務規程第5条において準用する津市事務専決規程第5条の規定に基づく専決区分(部次長決裁)とし、同規程を遵守している。

監査の結果	(イ) 放課後子供教室推進事業における適正な所得税等の源泉徴収について 放課後子供教室推進事業については、市内5小学校区の団体に対し、放課後子供教室の運営に関する業務
-------	---

	を委託しているが、令和４年度に各団体が支出した協働活動サポーター等に対する謝金について、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収がなされていなかった。 所得税法上の源泉徴収義務者は各団体となるものの、市が業務を委託し、実績報告書の提出を求めて謝金の支出を確認しているのであるから、市は各団体に対し、所得税等の源泉徴収について指導すべき立場にある。 当該事業において、謝金に係る所得税等の源泉徴収が適正に行われるよう対応されたい。
措置の内容	令和６年５月１５日に開催した放課後子供教室情報交換会において、実施主体に対し、源泉徴収事務の適正な執行について指導した。